

横浜市消費生活総合センター  
指定管理者選定評価委員会  
審査報告書

平成27年9月

## 1 経緯

横浜市消費生活総合センターの指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定にあたり、横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）は、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査を行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定しましたので、ここに審査結果を報告します。

## 2 横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会 委員

委員長	角田 真理子	明治学院大学法学部准教授
委員	岡田 伸浩	横浜商工会議所常議員・小売部会長
	齋藤 昌照	税理士
	多賀谷 登志子	第10次横浜市消費生活審議会委員
	芳野 直子	弁護士

## 3 審査等の経過

経過項目	年月日
第1回 選定評価委員会 (1) 委員長等の選任について (2) 応募要項等について (3) その他	平成27年7月8日(水)
応募のお知らせ及び応募要項の送付	平成27年7月16日(木)
応募要項に関する質問受付	平成27年7月21日(火) ～平成27年7月22日(水)
応募要項に関する質問回答	平成27年7月27日(月)
応募書類の受付	平成27年8月20日(木)
第2回 選定評価委員会 (1) 会議の公開・非公開について (2) 審査方法等について (3) 面接審査 (4) 総合審査 (5) 審査報告について (6) その他	平成27年9月15日(火)

## 4 応募団体

公益財団法人横浜市消費者協会

※非公募による選定のため、応募団体は1団体のみ

## 5 審査にあたっての考え方

選定評価委員会では、「横浜市消費生活総合センター指定管理者応募要項」（以下、「応募要項」という。）においてあらかじめ定めた評価基準項目に従い、応募書類及び面接審査（応募団体からのプレゼンテーション及び質疑）に基づき総合的に審査を行いました。

審査にあたっては、100点を各評価基準項目に配分し、各委員が項目ごとに採点をしております。

### 【審査における委員1人当たりの評価基準項目と配点】

評価基準項目		配点
1	団体の状況 (1) 団体の理念、経営方針及び財務状況 (2) センター運営にあたっての基本方針 (3) 第2期指定管理の実績	20点
2	職員配置・育成 (1) 職員の確保、配置及び育成	15点
3	センター事業に関する提案 (1) 事業概要、取組内容	55点
(内訳)	・ 消費生活の啓発に関する業務 ・ その他の事業（消費者教育等）に関する業務	(15点)
	・ 消費生活に関する相談及び苦情の処理等に関する業務	(25点)
	・ 商品テストその他商品の実習に関する業務 ・ 消費生活に関する資料の展示等に関する業務 ・ 消費生活に関する情報の収集及び提供に関する業務	(10点)
	・ 消費生活に関連した自主事業に関する業務	(5点)
	4	施設の管理・運営 (1) 施設及び設備の維持保全及び管理・運営への提案 (2) 業務に係る情報の保護・情報公開への取組
5	収支計画及び指定管理料 (1) 収支計画の適正性 (2) 運営費の効率性	5点
合 計		100点

### 【審査における最低基準】

「出席委員全員の評点が60点以上」を最低基準とすることとしました。

## 6 応募条件等について

応募団体について、応募書類により、応募要項に定める欠格事項に該当しないことを確認しました。

### 【参考】 応募要項(抜粋)

#### 5 選定等に関する事項

##### (5) 応募条件等について

###### ア 欠格事項

次に該当する場合は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること  
※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式5）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

## 7 審査結果

選定評価委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。

指定候補者	公益財団法人横浜市消費者協会
-------	----------------

### 【評点】

配点合計 (100点×4人)	評点				
	合計	A委員	B委員	C委員	D委員
400点	312点	78点	85点	79点	70点

### 【最低基準】

「出席委員全員の評点が60点以上」

## 【評点内訳】

評価基準項目		配点	委員			
			A	B	C	D
1	団体の状況	20	16	18	16	14
2	職員配置・育成	15	13	12	13	10
3	センター事業に関する提案	55	41	45	42	38
(内訳)	・消費生活の啓発に関する業務	(15)	(10)	(12)	(12)	(11)
	・その他の事業（消費者教育等）に関する業務					
	・消費生活に関する相談及び苦情の処理等に関する業務	(25)	(22)	(22)	(18)	(17)
	・商品テストその他商品の実習に関する業務					
	・消費生活に関する資料の展示等に関する業務	(10)	(5)	(7)	(8)	(7)
	・消費生活に関する情報の収集及び提供に関する業務					
	・消費生活に関連した自主事業に関する業務	(5)	(4)	(4)	(4)	(3)
4	施設の管理・運営	5	3	5	4	4
5	収支計画及び指定管理料	5	5	5	4	4
合計		100	78	85	79	70
平均			78			

## 8 審査講評

指定候補者として選定した「公益財団法人横浜市消費者協会」は、これまで横浜市消費生活総合センターの管理運営を安定的に行い、過去全国第2位の相談件数に対応してきた実績等から、指定管理者として指定を受けることに特に問題はないと認められます。

提案内容においては、消費生活総合センターの中心的な業務である消費生活相談業務を遂行するために必要な人材を配置する点や消費者被害の未然防止のための情報発信の強化を図る取組等が評価されました。

一方、消費生活相談業務の消費者被害の未然防止のための情報発信の強化を図る取組等に関しては、問題点の指摘や課題を各方面に投げかける等、今回の提案内容からさらにもう一步推し進めた積極的な事業展開が図られることが望まれます。

また、商品テスト・実習室や展示・情報資料室の有効活用をいかに図っていくかという点においても今後引き続き検討していく必要があります。

横浜市消費生活総合センターは、横浜市における消費者施策の中で今後も重要な役割を担っていくことになります。

指定候補者には、現指定管理者としてこれまで培ってきたノウハウ等を活かしながら、現状に留まらず、さらなる市民サービスの向上に繋がる施設運営に努められることを期待します。